私立幼稚園等耐震化促進事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　私立幼稚園等耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については北海道補助金等交付規則（昭和47年４月１日北海道規則第34号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付目的）

第２条　この補助金は、北海道（以下「道」という。）における学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第３条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の設置する幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）の設置する幼保連携型認定こども園の耐震化を促進することにより、子どもを安心して育てることができるよう基盤整備を行うことを目的とする。

（補助金の交付の対象となる施設）

第３条　この補助金は、道に設置されている次に掲げる私立学校の施設を対象とする。

（１）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に基づく幼保連携型認定こども園において、学校としての教育を実施する部分（以下「教育部分」という）。

（２）認定こども園法第３条第２項第１号又は第４項第１号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法第１条に規定する幼稚園

（３）概ね５年以内に認定こども園法第２条第７項に基づく幼保連携型認定こども園への移行を予定する学校教育法第１条に規定する幼稚園（移行後の幼保連携型認定こども園における教育部分）

（４）概ね５年以内に認定こども園法第３条第２項第１号又は第４項第１号に基づく幼稚園型認定こども園への移行を予定する学校教育法第１条に規定する幼稚園

（補助金の交付の対象者）

第４条　この補助金は、前条に定める幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人又は社会福祉法人（以下「補助事業者」という。）に対して交付する。

（補助対象事業）

第５条　補助対象事業は、第３条に定める私立学校の施設の耐震化を目的とする施設整備とし、その内容は、次の整備区分とする。

整備区分	内　　容
増　改　築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改　　築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
大規模改修（幼保連携型認定こども園に限る）	地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るため、補強等の整備を行う事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。

	①　給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ②　その他必要と認められる上記に準ずる工事

（補助対象経費等）
第６条　補助対象経費、補助基準額及び補助率は、次に掲げるものとする。
（１）補助対象経費

種　　目	補　助　対　象　経　費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
耐震診断費	事業の対象となる棟に係る耐震診断に要する経費

（２）補助基準額は、（別表）補助基準額表による。
（３）補助率は、２分の１以内とする。

(補助金額の算定方法）
第７条　補助金額は、次の①により算出した額の合計額と②により算出した額の合計額を比較していずれか小さい方の額とする。ただし、補助金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
①　補助金の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、（別表）補助基準額表で定める基準により算出した額
②　工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に２分の１を乗じた額

（補助金の交付を受ける補助事業者の責務）
第８条　補助対象事業を行う補助事業者は幼児教育の公共性を強く認識し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の経営の適正化及び合理的運営を期するとともに、補助の対象となった施設等の適切な使用及び管理を行うこと。

(留意事項）
第９条　次の事項に留意すること。

（１）次に掲げる費用については、対象としないものとする。
（ア）土地の買収又は整地に関する費用
（イ）職員の宿舎に要する費用
（ウ）その他施設整備費として適当と認められない費用
（２）幼保連携型認定こども園の認可又は幼稚園型認定こども園の認定を受けていない場合は、概ね５年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する計画を有していること。

（交付の条件）
第10条　補助事業者に補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年９月20日付け局総第453号副出納長通達）」第１号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。
（１）補助事業者は、補助対象事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められ、かつ、当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の10分の１を超えないときはこの限りでない。
なお、補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額は増額しない。
（２）補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
（３）補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど道が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
（４）補助事業者は、補助対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
（５）交付決定をした年度内に認定こども園法第２条第７項に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第３条第２項第１号又は第４項第１号に基づく幼稚園型認定こども園のいずれかの機能を備え、補助事業終了後、概ね５年以内に認定こども園に移行すること。

（補助金の交付申請）
第11条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「北海道補助金等交付規則」第３条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（総務第１号様式（平成２５年北海道告示第１０３２９－８号で定める様式。以下総務第○○号様式について同じ。））に、次の各号に掲げる書類を添付の上、別に定める日までに知事に提出しなければならない。
（１）事業計画書（総務第２号様式）
（２）補助金等交付申請額算出調書（総務第６号様式）
（３）経費の配分調書（総務第７号様式）
（４）事業予算書（総務第８号様式）
（５）私立幼稚園等耐震化促進事業費補助金額算出調書（別紙２）
（６）施設計画概要書（別紙３）

（補助金の交付決定内容等の変更）
第12条　補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、補助対象事業の内容を変更するときは、補助事業等変更申請書（総務第９号様式）に第11条に掲げる書類を添付して知事に提出すること。

（補助事業の中止又は廃止）
第13条　補助事業者は、補助事業の中止又は廃止する場合は、補助事業等中止（廃止）承認申請書（総務第１１号様式）を知事に提出すること。

（補助金の実績報告）
第14条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、

速やかに補助事業等実績報告書（総務第１６号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付の上、知事に提出しなければならない。

（１）事業実績書（総務第２号様式）
（２）補助金等精算書（総務第１７号様式）
（３）事業精算書（総務第１８号様式）
（４）私立幼稚園等耐震化促進事業費補助金額算出調書（別紙２）
（５）施設計画概要書（別紙３）

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成24年５月28日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成26年７月８日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成27年７月28日から施行し、平成27年４月９日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成28年７月20日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

別表（補助基準額表）

補助基準額は、以下の表のとおりとする。

都市部とは、交付決定をした年度又はその前年度における4月 1日現在の人口密度が、1,000人／㎢以上の市町村をいう。

＜本体工事＞　　単位：円

	基準額（1施設当たり）			
	一般地帯		特別豪雪地帯	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	45,200,000	49,700,000	47,500,000	52,300,000
定員21～30名	47,500,000	52,300,000	49,900,000	54,900,000
定員31～40名	54,500,000	59,900,000	57,900,000	63,800,000
定員41～70名	62,600,000	68,900,000	66,100,000	72,700,000
定員71～100名	82,400,000	90,700,000	85,800,000	94,400,000
定員101～130名	98,600,000	108,400,000	103,200,000	113,500,000
定員131～160名	114,900,000	126,300,000	119,500,000	131,400,000
定員161～190名	129,900,000	143,000,000	135,700,000	149,300,000
定員191～220名	145,000,000	159,500,000	150,800,000	165,900,000
定員221～250名	160,100,000	176,200,000	167,100,000	183,900,000
定員251名以上	176,400,000	194,100,000	185,700,000	204,200,000
特殊附帯工事	7,150,000			
設計料	本体工事費及び特殊付帯工事費に係る基準額の 5%			
耐震診断費	1㎡あたり1,050円			

＜解体撤去工事、仮設施設整備工事＞　　単位：円

	基準額（1施設当たり）			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	951,000	1,047,000	1,694,000	1,864,000
定員21～30名	1,079,000	1,187,000	2,069,000	2,275,000
定員31～40名	1,439,000	1,583,000	2,507,000	2,757,000
定員41～70名	1,810,000	1,992,000	3,482,000	3,830,000
定員71～100名	2,553,000	2,808,000	5,223,000	5,746,000
定員101～130名	3,064,000	3,371,000	6,268,000	6,895,000
定員131～160名	3,830,000	4,214,000	7,836,000	8,620,000
定員161～190名	4,596,000	5,057,000	8,567,000	9,424,000
定員191～220名	5,362,000	5,899,000	9,995,000	10,995,000
定員221～250名	6,129,000	6,742,000	11,423,000	12,565,000
定員251名以上	6,895,000	7,585,000	12,851,000	14,136,000

留意事項＜本体工事、解体撤去工事、仮設施設整備工事＞

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0．08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て）

※一部改築等定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）